

簡易公募型競争入札方式における手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 宮津智文

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 9 年度版損失補償標準単価等作成業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的 本業務は、公共用地の取得に伴う補償金算定のために沖縄総合事務局が作成する損失補償算定標準書等のうち、建物、立竹木及び通損関係等の補償標準単価の改訂に必要な資材単価等の調査、基礎データの収集、専門業者等への見積徴収等の市場調査を行い、適正な補償標準単価であるか検討のうえ、損失補償標準単価及びその歩掛表等を改訂する業務である。
- (3) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 令和 9 年度版補償標準単価表及び歩掛表作成 1 式
 - 単価改訂に必要な資材価格等の調査、収集及び検証。
 - 調査、収集及び検証したデータを基に単価表及び歩掛表等の改訂。詳細は入札説明書による
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- (5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (7) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。
- (8) 本業務は、予算決算及び会計令第 8 5 条に基づく調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (9) 本業務は、予定価格が 5 0 0 万円を超えて 1, 0 0 0 万円以下の業務においては、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格 (以下「品質確保基準価格」という。) を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (10) 本業務は、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛を公表する試行業務である。

- (11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月10日付府開技術第107号、府開港建第76号、府開空整第46号、府開営繕第85号）の試行業務である。
- (12) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。なお、申請中の場合は確認できる資料を添付すること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる物件部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門において登録を受けていない者も参加表明書等を提出することができるが、開札の時までに登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門において登録を受けていなければならない。

2-2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得(以下「競争契約入札心得」という。)第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

- ① 同種又は類似業務の実績を有さなければならない。
- ② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局用地関係業務成績評定要領」又は、「沖縄総合事務局開発建設部用地関係業務成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ③ 令和5年度から令和6年度までに完了した業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（いずれも営繕事業を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が2年連続で60点

以上であること。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（いずれも営繕事業を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体的場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

⑤ 沖縄総合事務局管内に業務拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(2) 配置予定技術者に対する要件

① 予定主任担当者

予定主任担当者については入札説明書に示す条件を満たす者であること。

(3) 指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないものとして非指名とする。

(4) 詳細は、入札説明書による。

2-4 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係
電 話：098-866-0031（内線2526、2527）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は原則として電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記（1）にて交付する。）

交付期間：令和8年7月31日（金）から令和8年9月25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分～17時15分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者又は申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

提出期限：令和8年8月17日（月）12時00分（必着）

提出場所：上記3.（1）に同じ。

提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残

るものに限る) すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局開発建設部管理課に持参すること。
入札日時：締め切りは令和 8 年 9 月 2 5 日（金）12時00分（必着）
開札日時：令和 8 年 9 月 2 8 日（月）11時00分
開札場所：内閣府沖縄総合事務局開発建設部入札室
- (6) 当該入札の執行において入札執行回数は、原則として 2 回を限度とし、その結果、落札者がいないときは、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除。
② 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
1) 入札価格が予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。
- (5) 本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策として、第三者照査の実施の義務づけを行うものである。
なお、内容については、特記仕様書によるものとする。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3. (1)に同じ。
- (9) 配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、

育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。（詳細は入札説明書による。）

(10) 詳細は入札説明書による。